

発 言 者	内 容
梅澤賃金室長	<p>定刻となりましたので、これより令和4年度第2回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきたいと思えます。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>始めに、本日の審議会の各委員の出欠の状況についてでございますが、公益委員が5名、労働者側委員が5名、使用者側委員が5名、15名全員の出席でございます。最低賃金審議会令第2条により沖縄労働局の委員の定数は15名でありますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>それでは、本日の議事進行につきましては、島袋会長にお願いいたします。</p>
島 袋 会 長	<p>委員の皆様方、お忙しい中出席いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、さっそくですが、本日の議事録署名人は、労働者側は宮城委員、使用者側は新垣委員にお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。</p> <p>まず、最初の議題は、先日中央最低賃金審議会で示されました「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安」についてです。</p> <p>当初公表されていた審議日程案では7月25日には取りまとめがされている予定でしたが、まだ答申に至っていないようです。審議の経過を含めて、事務局から説明をお願いします。</p>
梅澤賃金室長	<p>只今、会長から説明がありました中央最低賃金審議会目安小委員会で6月28日に審議を開始して現在までにまだ答申に至っておりません。</p> <p>よって、本日皆様にお配りしている資料の青枠インデックス1番のところに、本来なら目安答申が付いているのですが、こちらの方に資料は添付されておりません。添付がないということをご報告させていただきます。</p>

次に審議経過を含めてご説明いたします。

今年度の中央最低審議会が6月28日に開催され、後藤厚生労働大臣から目安額に関する審議について諮問が行われ、継続して目安小委員会にて審議されてきました。

本日配布の赤枠インデックスの参考資料1の に、7月12日に開催された第2回目安小委員会で提示されました資料、さらにその最初の資料 1 となっておりますが、令和4年賃金改定状況調査結果を添付しております。

さて、内容につきまして、同資料6ページに令和4年度調査結果第4表一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)のA4横表の左上に、産業計、男女計としてABCDランク毎の数値が示されており、沖縄県を含むDランクについては、賃金上昇率が「1.9%」となっております。その隣の数字は昨年度参考で「0.3%」となっております。

続いて、資料後ろになるのですが、赤枠インデックスの参考資料1 - に、7月19日に開催された第3回目安小委員会で提示されました資料を添付しております。この資料の中に、委員からの追加要望のあった景気動向にかかる関連資料、そして、賃金改定状況調査結果の第4表の として「(調査対象月である)令和3年6月及び令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみ」を対象とした集計した改定結果表を添付しております。

最後に、赤枠インデックスの参考資料1 - として、7月25日に開催された第4回目安小委員会で提示されました資料を添付しております。こちらの方も景気動向を含んだ資料の追加とか、主要統計の更新部分の資料等を添付、配布されたものになっております。

現在までの第4回目安小委員会までの経過及び添付資料については以上です。

よって、今後、目安答申があり次第、委員の皆様にご提供する状況を継続しておりますことと、併せて、通常は中賃の目安が出た後、地方の審議会に伝

	<p>達をして専門部会等で審議に入っていく流れになるのですが、今後、目安が出て、伝達自体は全委員に行った後、本審ではなく専門部会で先に審議に入るといことも問題はない旨、本省に確認を行っております。</p> <p>本日以降、目安答申が出ましたら、全委員に情報提供させていただいて、専門部会の日程が8月の第1週以降に組まれているので、審議に入ってくださいこと、日程は各専門部会で確認していただくということをお願いしたいと思います。長くなりましたが、説明は以上です。</p>
島袋会長	<p>只今、事務局から、7月25日の段階で、中央の方で目安を示すことが出来なかったこと、中央の目安小委員会で配布された資料等についての説明がありました。これについて、御意見、御質問等があればお願いいたします。特にございせんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたが、現在まだ目安が示されていないという段階で、専門部会でどのように審議していくのかは、専門部会で協議することによってよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、沖縄地方最低賃金審議会においては、今後、賃金実態調査結果、参考人意見、現下の沖縄県の最低賃金を取り巻く状況など、地域の経済・企業・雇用動向等、そして、中央最低賃金審議会の目安答申内容も参考にしつつ、沖縄県最低賃金の改正に係る審議を行っていきたいと考えています。</p> <p>では、次の議題に移ります。議題の2「令和4年度特定産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」となっておりますが、その前に事務局の方から、その特定産業別最低賃金の改正に係る「申出」状況等について説明をお願いします。</p>

梅澤賃金室長	<p>特定産業別最低賃金につきましては、現在、沖縄労働局最低賃金告示により、「新聞業」、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」、「畜産食料品製造業」、「清涼飲料、酒類製造業」の以上6業種の特定産業別最低賃金があります。</p> <p>今年度の特定産業別最低賃金の改正につきましては、令和4年2月18日付けで「畜産食料品製造業」、「清涼飲料、酒類製造業」を除く4業種において、「産業別最低賃金改正申出意向表明」がありました。</p> <p>青梓インデックスの資料3を開いていただけますでしょうか。こちらの方は、7月13日から19日までの間に、意向表明のあった業種から今年度の特定産業別最低賃金の改正についての4業種に係る申出書の提出があったもので、この内容について、適用労働者の概ね3分の1以上の同意があるかなど、添付書類等により、申し出要件を満たしているか確認したところ、「新聞業」、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」の4業種全てが申出の要件を満たしていることから、正式に受理しましたので、ご報告をさせていただきます。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局から説明がありましたように、「新聞業」、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」の4業種については、意向表明後の申出が提出され、それについては申出要件を確認した上で正式に受理されたということです。</p> <p>残りの2業種については、どのような状況でしょうか。事務局お願いいたします。</p>
梅澤賃金室長	<p>残る「畜産食料品製造業」、「清涼飲料、酒類製造業」につきましては、今年度の改正に係る意向表明及び申し出がなかったことから、今年度の改正の</p>

	<p>必要性を含めた審議の対象から外れることとなります。同業種の今後の対応につきましては、現時点で意向の確認は出来ておりません。以上です。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今の事務局の説明に対して、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。</p> <p>(な し)</p> <p>特によろしいでしょうか。特に意見がないようですので、これら、4業種からの申し出に基づき、「令和4年度沖縄県新聞業最低賃金外3件の特定産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について」、沖縄労働局長からの諮問に移ります。お願いします。</p>
梅澤賃金室長	<p>委員の皆様、傍聴人の方々におかれましては、諮問文については青色インデックスの資料4を開いていただきますと、諮問文の写しを添付させていただいております。ご確認ください。</p> <p>(西川沖縄労働局長から、島袋会長へ諮問文が読み上げられ手交)</p> <p>(マスコミに対して、撮影はここまでとの説明)</p>
島袋会長	<p>只今、「沖縄県新聞業」、「沖縄県自動車(新車)小売業」、「沖縄県各種商品小売業」、「沖縄県糖類製造業」の4業種に係る特定産業別最低賃金改正の必要性の有無に係る調査審議の諮問を受けました。特定最低賃金の改正の必要性の有無についての審議は、7月4日の本審において、設置することとした運営小委員会に付託することによろしいでしょうか。</p> <p>(は い)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、必要性についての審議を運営小委員会に付託させていただきます</p>

	<p>す。</p> <p>次に議題の 3「最低賃金基礎調査結果報告について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>青枠インデックス資料の 5 番を開いていただきますでしょうか。</p> <p>こちらの方、A4 の縦表になっています。総括表（ 1 ）というタイトルで、産業別、規模別等と書いてあり、04 年総括表（ 1 ）全業種ということで、最低賃金基礎調査結果報告というものになります。</p> <p>この調査については毎年 6 月に最低賃金に関する実態調査として実施しております。</p> <p>今年は、「事業所母集団データベース」（令和 2 年次フレーム）から作成した事業所母集団リストを母集団名簿とし、母集団リストの中から業種別、規模別によって決められた抽出率により事業場を無作為に選定して、6 月分の基本給や手当等の見込額を調査しています。</p> <p>沖縄県は、1,970 件の調査対象に対し、回収事業所数は、802 件（有効回収率 40.7%）となっています。</p> <p>今年の調査結果をまとめたデータ（総括表）が青枠インデックスの資料 5 として、資料 5 - が地域別の最低賃金として下のページ数の 92 ページまでとなっております。93 ページから 96 ページは、昨年度から委員の方から要望により提出しているタイトル「総括表（ 2 ）」と A4 の横表となっております。こちらの方は、年齢階層別、男女別になっていまして、時間当たり賃金額、合計のところまでは総括表（ 1 ）と同じです。</p> <p>96 ページの次をめくっていただきますと、最初と同じ「総括表（ 1 ）」となっております。こちらは本審ですので、ご参考にとのことで、右方に資料 5 - となっております、こちらは特賃の方の調査結果となっております。こちらの方は、審議入りするしないにかかわらず、調査は進めておりますので、</p>

特賃の6業種分及び総括表(1)(2)と揃えさせていただいているので、本審の方に報告させていただきます。

総括表の見方なのですが、調査した労働者の賃金をすべて時間額に換算して集計しております。左上に時間当たり所定内賃金額とありますが、今年度の階級の下限值は809円とし、870円までは1円刻みの階級とし、871円から1,000円までは10円刻み、1,000円から1,500円までは100円刻みの階級として集計しています。合計欄の上段の数値は累積労働者数、下段の括弧の数値はその比率を表しています。以上が集計表の全データということで提示させていただいております。

続きまして青色インデックスの資料7を開いていただきますでしょうか。

2枚添付させていただいておりますが、1枚目の方が地域別最低賃金に係る未満率・影響率を、2枚目は参考となりますが、特賃6業種に係るものも基礎調査結果より、一覧としています。

この表の記載内容ですが、現在設定されている最低賃金額820円を下回っている労働者の割合のことを「未満率」といいます。

未満率の見方としまして、現在の沖縄県地域別最低賃金は時間額820円です。それを下回っている労働者の割合は、資料5 - の819円の段の合計欄の上段が人数で、下段の括弧内の数値が未満率となり2.1%となっています。

また、もうひとつ、未満率の横に括弧書きで令和3年度影響率と書いてあります。これは、改定した場合に、改定後の最低賃金額を下回る労働者がどれくらいいるのか、上げなければいけない労働者がどれくらいいるのかということ、「影響率」という言い方で表示しています。今年度はまだ決まっておきませんので、前年度の影響率を表示してあります。

資料5と資料7は沖縄県の基礎調査の結果及び一覧表にしたものということで、報告させていただきます。以上です。

<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。只今、事務局から青粋インデックスの資料5と7について説明がありました。御質問、御意見等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>その他、御意見、御質問等はありませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(委員からよろしいですかの声)</p> <p>はい、お願いします。</p>
<p>田端委員</p>	<p>冒頭で、目安の答申が延びているということでしたが、目安の審議が遅れている理由と、専門部会との日程とも関わってくるので、今後の見通しについても教えていただければと思います。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>事務局お願いします。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>遅れている理由ということですが、議事の進捗状況とかホームページの公開とかこちらの方に伝わってきておりませんが、今年度スタートの時点で経済財政諮問会議等でも出されておりますが、最低賃金の引き上げに関して、審議会でしっかりと議論すると。昨年度の目安審議の時に異例の採決という状況で一致にならなかったという状況を踏まえて、大臣等の説明文書等色々なもので、しっかりと審議会で議論するというので、7月25日の第4回で、地方に示すだけの議論の進捗に至らなかったということで、継続して審議していくということで、事務局としてはとらえております。これが1点で、遅れている具体的内容ですが、色々な報道とかで、労使とも引き上げということでは一定の理解、一致している。上げ幅について、消費者物価指数等、昨今の状況を踏まえた反映をどこまでさせるのか、労使間の考え方が整っていない、地方に示せる根拠数値が決定に至っていない、という状況であると</p>

	<p>判断しています。</p> <p>もうひとつ、今後の見通しですけど、本日の午前中で第5回の次回目安小委員会の開催の通知がホームページに載るのですが、今朝の状況、まだ、掲載されていませんでした。</p> <p>来週の8月1日以降にしか開催されないのではないかと思います。いつになるのかは事務局にも連絡は届いておりませんので、見込みは現在のところたっておりませんということで、ご報告させていただきます。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。田端委員よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>(他の委員から声)</p> <p>お願いします。</p>
鎌田委員	<p>資料7の未満率、影響率のところなのですが、2つ質問があります。一つは、今年と昨年で、昨年は調査していないのに今年は数字があがっている業種があります。そこはなぜなのかということと、毎年話になりますが、未満率で調査をして最低賃金を支払っていない経営者に対してどのような指導を行っているのかを教えてください。以上です。</p>
島袋会長	<p>はい、事務局お願いします。</p>
梅澤賃金室長	<p>1点目です。資料7の1枚目、2枚目とも横棒のバーになっているところと思いますが、例えば資料7ですとバーのところは、それ未満の者はいなかったということ理解をいただければと、0%になります。</p> <p>2点目です。未満率で表示されているパーセンテージの事業場に対して、</p>

	<p>これは違反ではないかという指摘だと思いますが、これに対してどうしているのかと。考え方としては、違反を含めた最低賃金の特例除外許可も含んでいる数字であると思っております。それに、加えて委員からの意見、違反もあるのではということで当然含まれている可能性もあるので、労働基準監督署が全国で一律に10月改定した後、周知をして、1月から3月に変わっているものに対応しているのかというのを、この最低賃金基礎調査の未満率が高いところ、影響率が高いところを目安に、全国で調査しています。</p> <p>沖縄県においても、最低賃金の履行監督と言いますけど、監督指導をしているという状況です。例年、200件前後ベースを、毎年5つの監督署で指導、監督しているところです。違反率は、全国分は第1回の本審の時の資料に添付していますし、最低賃金の決定要覧にも掲載されております。沖縄県の指導状況については、監督指導ベースでは公表されておりましたが、確定した数値ということであれば、次回これは専門部会等も含めて、確定しておりますので、お渡しできます。以上です。</p>
鎌田委員	<p>指導して、改善しましたよ、という数字もこの中に載っているということですか。指導して改善をしない限り、そんな所で働く人はかわいそうだと視点で僕ら見ないといけないわけです。一方で会社を経営している方たちも、苦しいのかもしれないけれど、最低賃金が毎年変わっているのに、支払いできないのだったら、会社の状況をもう一度見直さなければいけないんじゃないですかという状況にもなっているにもかかわらず、この未満率が毎年出てくることが、おかしくないですか、というところも含めて、だから改善指導をして、これだけ改善しましたという結果も見たいという思いで質問させていただきました。以上です。</p>
島袋会長	事務局お願いします。

梅澤賃金室長	<p>こちらの方の統計で一律とっていますが、指導状況を、終わった段階で、指導した段階で報告しておりますので、委員のおっしゃられた違反に対する改善結果の数値というものは、この統計には入ってきておりません。</p>
鎌田委員	<p>そういったところも、本省の方に、県の最賃委員から声が上がっているということだけ、お伝えください。それが改善できるかどうかは別してですね。必ずお伝えしていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。</p>
梅澤賃金室長	<p>委員からのご指摘、もっともだと思しますので、審議委員からのご指摘があったということで、本省の方にお伝えさせていただくということでお約束いたします。以上です。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>その他、御意見、御質問などございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>それでは、事務局から、その他、何かありましたら、お願いします。</p>
梅澤賃金室長	<p>お手元の資料青枠インデックスの2番です。こちらの方は、本来中賃の目安の答申が出た後にそれを踏まえて、中賃でも討論されるもので、生活保護費と最低賃金との比較を毎年行っており、沖縄県分の比較を資料2として添付させていただいております。</p> <p>これは、中賃で行っている計算と同じで、沖縄のどの地域がどれにあてはまるのかということ資料2の1前提で確認いたしまして、その後2の生活保護等の計算を入れていきます。</p>

めくっていただいて3番の方で最低賃金との比較ということで、結論を計算させていただいております。結果的には一番下になりますけれど、時間額あたり126円ということで、最低賃金額が生活保護の水準を上回っているという結果になっております。

以下青枠インデックス資料6を開いていただけますでしょうか。平成23年度から令和3年度までの地域最賃の開催状況、答申日、最低賃金額の時間額、引上げ額、引上げ率、影響率、こういうものを一覧表にして付けさせていただいております。

続きまして青枠インデックスの資料8番、こちら業務改善助成金の実績の他、参考としまして、雇用調整助成金、休業支援金等の処理状況、直近で把握できたもので関係課室からいただいております。

業務改善助成金は、昨年度の統計数値になっております。今年の4月以降は、4月から6月までの3か月間の県内申請件数は、6件で今年度の通常コース4件と昨年度の補正予算でできました特例コースというものが2件、併せて合計6件が現在出ているということ、6月末状況の数字で確認しておりますのでご報告いたします。

最後に資料9についてです。こちらの方は審議日程案ということで、本審及び第1回専門部会で確認したものなのですが、その時の資料7なのですが、A3の両面で日程確認等をさせていただきました。2枚同じようなものが付いているように見えるのですが、1枚目は上の方に赤字で修正前と書いてあります。どこが修正箇所かといいますと、裏面を見ていただきますと、効力発生日の一覧表がありますが、一番下の赤で囲ってある枠がPDFにして印刷したところ、一マスだけ見えないという指摘を委員からいただきました。

こちらの方、審議会に報告を行い、了解をとった上で修正をしてからHP上に公開をしたいというふうに思いますので、2枚目の方は赤字で修正後と書いてありますが、同じように裏面を見ていただくと、10月12日と見える形で

	<p>表示を直させていただいております。</p> <p>こちらの方、修正版において沖縄労働局HPにて公開させていただきたいと思います。審議会の皆様のご確認、ご了承をいただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局から説明のありました青枠インデックスの資料9は、修正したものを公開するという事によろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(はい)</p> <p>それでは、そのように対応させていただきます。</p> <p>只今、説明などいただいたことについて、何か質問等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(委員 挙手)</p> <p>お願いします。</p>
<p>田端委員</p>	<p>今、青枠インデックス8番の業務改善助成金についての説明がございましたが、令和3年度の件数が増えたのはいいことなんですけど、中小企業の数がまだまだあることを考えると、まだまだ低い数字なのかなと思いますので、引き続き掘り起こしを努めていただければと思います。</p> <p>そこでお伺いしたいのは、昨年度の申請受付件数が68件に対して、決定が54件ということで、2割は不決定となっているのですが、このあたりの理由とかわかれば教えていただければと思います。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>事務局は、回答できますか。</p>

梅澤賃金室長	すみません。決定の理由までは、担当部署の方に確認をとっておりません。
田 端 委 員	後日、教えていただければと思います。やはり使い勝手がいいものにしないといけないということと、できる限り広く利用されるためには、そこらへんも教えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。
梅澤賃金室長	確認して後日、連絡と、次回の審議会の時に、ご報告をさせていただきたいと思います。
島 袋 会 長	<p>よろしくお願いします。</p> <p>その他、御意見、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の第2回沖縄地方最低賃金審議会を終了します。大変お疲れ様でした。</p> <p>この後、15時から運営小委員会、16時から専門部会があります。該当委員の方はよろしくお願いします。</p> <p>なお、次回、第3回の開催は、8月5日金曜日16時からとなりますので、よろしくお願いいたします。</p>

令和4年度第2回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和4年7月29日(金) 14:00~14:48
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館共用大会議室(2階)
- 3 出席者
公益代表委員 5名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞、岩橋培樹、西村オリエ 敬称略)
労働者代表委員 5名(鎌田健嗣、砂川安弘、照喜名朝和、石川修治、宮城千絵 敬称略)
使用者代表委員 5名(佐久本和代、親川進、比嘉華奈江、新垣朝雄、田端一雄 敬称略)
- 4 議題
 - (1) 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について(伝達)
 - (2) 令和4年度沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正の必要性有無について(諮問)
 - (3) 最低賃金基礎調査結果報告について
 - (4) その他
- 5 議事要旨
 - (1) 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について(伝達)
事務局より、今日現在までのところ、中央最低賃金審議会目安小委員会において目安答申はまだ出ていないこと及びこれまでの目安小委員会で提示されている資料等の説明が行われた。
 - (2) 令和4年度沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正の必要性有無について(諮問)
令和4年7月に沖縄県新聞業外3業種に係る産業別最低賃金改正意向の「申出書」が関係労働者側から提出されたことから、沖縄地方最低賃金審議会会長に対し、沖縄労働局長より改正の必要性審議に係る諮問が行われた。
 - (3) 最低賃金基礎調査結果報告について
事務局より、令和4年度最低賃金基礎調査結果について報告が行われた。
 - (4) その他
事務局より、配布資料中、「最低賃金と生活保護費等の比較」、「最低賃金改定状況の推移及び年度別決定一覧」、「業務改善助成金交付決定実績等一覧」について、説明が行われた。